

教職員が発見した「いじめ」への対応マニュアル

いじめ対策委員会

校長	教頭	いじめ対策推進教員	生徒指導主事	特別支援コーディネーター	学年主任	養護教諭
----	----	-----------	--------	--------------	------	------

関係者として対策委員会に参加を要請される職員

担任	副担任	関係の深い教職員	その他
----	-----	----------	-----

未然防止

教頭	いじめ対策推進教員	生徒指導主事
----	-----------	--------

①「いじめ」に関する研修会の企画、実施方法立案、前年度情報の引継ぎ

- ・全職員に引き継ぐ、生徒指導に関する前年度情報の確認
- ・長期休業前後に、全職員で生徒指導に関する情報を把握
- ・校内研修会の内容や実施時期等の検討・立案

全職員

②「気になる生徒」の状況を教職員全体で把握

- ・全職員に生徒指導に関する前年度情報の引継ぎ
- ・教育相談からの情報や、周囲の生徒からの情報を全教職員で把握
- ・特別支援教育推進委員会と連携し、特別な支援を必要とする生徒の情報の共有化を図る
- ・「生徒理解の会」や生徒指導部での情報の共有化を図る
- ・「いじめに関する」教職員校内研修会を通じて、教職員の知識の定着や共通理解を目指す
- ・生徒を取り巻く教育環境をよく観察し、少しの変化も見逃さないように常に注意深く見守り、敏感にSOSを察知する

早期発見

教頭	いじめ対策推進教員	教頭	生徒指導主事	いじめ対策推進教員
----	-----------	----	--------	-----------

⑤確認

- ・会議の招集

④訴えや疑いを確認

- ・校長に報告
- ・いじめ対策委員会の開催検討
- ・資料作成の指示

全職員

③いじめの疑いのある言動・態度や行為への気づき、生徒の様子の変化への気づき

- ・「気になる生徒」について、言動・態度や実際の行為を観察する
- ・「気になる生徒」へ声がけをしたり、友人関係などをうまく活用したりして問題を把握する
- ・暴力行為がみられる場合はすぐにやめさせる（複数人に対応）
- ・教育環境や持ち物などへのいたずらは、発見し次第写真を撮るなど、記録で残す

→上記に関わることがあった場合、直ちに教頭に報告する

事案対処

いじめ対策委員会

⑥いじめ対策委員会で訴えや疑いの事実を把握・確認・情報共有・第1次判断の内容と方針を検討（第1回いじめ対策委員会）

- ・資料からいじめの訴えや疑いを把握・確認し、いじめの認知・判断をする
- ・資料をもとに当該生徒への聞き取りや周囲の生徒への聞き取り等詳細な資料を作成し、今後の方針を検討する
- ・関係機関との連携を検討し、早急に手配する。また、早急に保護者への連絡を行う

第1次判断（いじめ認知の判断、初期対応の指示）

各関係者へ一斉に対応を指示する

（詳細な聞き取りと資料作成、生徒の心のケア、保護者への連絡、教育相談機関等との連携の手配）